

危機管理連絡会議

日時：令和2年1月28日（火） 16：00 ～

場所：県庁4階405会議室

協議事項

- 新型コロナウイルス関連肺炎について

新型コロナウイルス関連肺炎にかかる対応について

1 患者の最新の発生状況

・発生状況（1/28 12時時点）

	感染者	うち死亡者	備考
中 国	4,515	106	
日 本	4	0	
そ の 他	61	0	タイ、韓国、台湾、アメリカ、ベトナム、シンガポール、フランス、オーストラリア、マレーシア、ネパール、カナダ、ドイツ等
合 計	4,580	106	

2 WHO（世界保健機関）及び厚生労働省の対応

<WHO緊急委員会（1/24）判断結果>

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言は見送られ、委員会は、約10日後、または事務局長が必要と判断した場合にはそれ以前に再召集する準備が整っているとされている。

<厚生労働省の対応>

- ① 1月28日、感染症法上の「指定感染症」に指定することを閣議決定
 - ・2類感染症と同様の取扱い
 - ・検疫法により検疫感染症に指定されると、法律に基づき、検査や診察の指示
- ② 現行のサーモグラフィー等を用いた検疫体制の他、中国からの全ての航空機内でアナウンスし、帰国者、入国者に対して検疫ブースでの自己申告を呼びかけ。
- ③ ホームページでの最新情報の発信及び注意喚起。
- ④ 検査方法を確立し、地方衛生研究所で検査できるよう体制整備（現時点では、国立感染症研究所で検査実施。）

3 これまでの本県の対応

1 医療提供体制の確保

- ① 疑い患者に対する医療提供体制

感染症の詳細が明らかでないため、感染症指定医療機関の「県立3病院」での診察
- ② 県医師会、医療機関（712）に対し、新型コロナウイルス感染症を念頭に置いた診療と疑い患者を把握した場合の保健所への速やかな連絡を依頼（1月16日通知発出）
- ③ 保健所、保健製薬環境センターと医療提供体制の共有

2 検疫所との連携

- ①徳島阿波おどり空港における「広島検疫所坂出出張所」の検疫体制の確認
- ②「関西空港検疫所」の対応の確認

3 県民等への情報提供

- ①危機管理連絡会議の開催（1月8日、1月16日、1月24日）
県民に対し当該肺炎の発生状況、感染予防対策等について状況提供
- ②パスポートセンターにおける渡航者等への注意喚起ポスター掲示依頼（1月20日）
- ③県内宿泊施設、観光施設に対する感染予防対策ポスター掲示依頼（1月21日）
県内192施設に周知
- ④ホームページによる啓発（1月16日～）
 - ・国内発生状況
 - ・感染予防対策ポスターの掲載
「咳エチケット」、「手洗い」、「宿泊施設、観光施設用」
4種類（英語版、中国語版一繁体字・簡体字）（1月24日～）

4 今後の対応方針

1 医療提供体制の確保

- ①感染症法に基づく医療体制の確保（現体制で対応可能）
- ②医療機関に対し、医療提供体制の周知や受診者への周知ポスターの配布
- ③新型コロナウイルス関連肺炎関係者会議の開催（1月31日）
- ④検査体制の確保一都道府県単位で病原体検出のための検査体制の確保
（体制が整う2月初旬までは、国立感染症研究所で実施）

2 検疫所との連携

- ①徳島阿波おどり空港における「広島検疫所坂出出張所」の検疫体制の確認（1月31日）
- ②「関西空港検疫所」と検疫法に基づく連携

3 県民等への情報提供

- ①危機管理会議等の開催による情報提供、注意喚起
- ②ホームページ等の活用による県民への周知
 - 感染予防対策の再度の周知依頼
 - ・心配な場合は、保健所への相談
 - ・「咳エチケット」、「手洗い」、「宿泊施設、観光施設用」
4種類（英語版、中国語版一繁体字・簡体字）（1月24日）
 - 県有施設への「手指消毒薬」「マスク」の配置
- ③相談窓口の設置
 - <開設場所>
 - ・県内6保健所
 - ・感染症・疾病対策室

【各保健所連絡先】

保 健 所	所 在 地	電 話	FAX
徳島保健所 【管轄地域】 徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、 上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、 松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	徳島市新蔵町3丁目80	疾病対策担当 088-602-8907	088-652-9334
吉野川保健所 【管轄地域】 吉野川市、阿波市	吉野川市鴨島町鴨島106-2	健康増進担当 0883-36-9018	0883-22-1760
阿南保健所 【管轄地域】 阿南市、那賀町	阿南市領家町野神319	健康増進担当 0884-28-9874	0884-22-6404
美波保健所 【管轄地域】 牟岐町、美波町、海陽町	海部郡美波町奥河内字弁才 天17-1	健康増進担当 0884-74-7373	0884-74-7365
美馬保健所 【管轄地域】 美馬市、つるぎ町	美馬市穴吹町穴吹字明連23	健康増進担当 0883-52-1016	0883-53-9446
三好保健所 【管轄地域】 三好市、東みよし町	三好市池田町マチ2542-4	健康増進担当 0883-72-1123	0883-72-6884

【お問い合わせ】 徳島県保健福祉部健康づくり課 感染症・疾病対策室
 電話番号:088-621-2228



新型コロナウイルス関連肺炎に係る「指定感染症」の指定について

■ 指定感染症

○感染症法第6条第8項の規定に基づき、政令により指定

→「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（1類～3類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれあるものとして、政令で定めるもの。

→国からは、2類感染症と同様の取扱いでの対応を求められる。

→指定期間は感染症法第7条により1年以内で政令で定める期間、必要な場合は、1年以内の延長可能

■ 指定前、指定後の比較

対応等	指定前	指定後	備考
患者の入院	強制無し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 知事がまん延を防止するため必要があると認めるとき ・ 患者への入院勧告 又は ・ 保護者へ患者の入院について勧告 ■ 勧告に従わない場合は、強制入院 	感染症法第19条 感染症法第26条
保健所への医師の届出	不要 ※法的には不要だが、既に医療機関協力の下、届出の体制整備済	義務	感染症法第12条
保健所による検体の採取	強制無し ※法的に強制できないが、既に保健所の採取体制整備済	<ul style="list-style-type: none"> ■ 知事がまん延を防止するため必要があると認めるとき ・ 採取に応じるよう勧告 又は ・ 保護者へ患者の採取について勧告 ■ 勧告に従わない場合は、強制採取 	感染症法第16条の3
就業制限	制限無し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 知事がまん延を防止するため必要があると認めるとき、医師の届出の内容等を患者又はその保護者へ通知できる ■ 通知を受けた場合は、省令で定める業務に省令で定める期間従事してはならない 	感染症法第18条
消毒	不要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 知事がまん延を防止するため必要があると認めるとき、患者がいる場所等の消毒を命ずることができる ■ 上記により、まん延を防止することが困難と認められる場合は、市町村へ消毒の指示、又は都道府県職員に消毒させることができる 	感染症法第27条 感染症法第29条

■ その他の2類感染症（7疾患）

○急性灰白髄炎、○結核、○ジフテリア、○重症急性呼吸器症候群(SARS)、○中東呼吸器症候群(MERS)、○鳥インフルエンザ(H5N1)、○鳥インフルエンザ(H7N9)

